

2013年4月10日

プロジェクト報告書

団体名 特定非営利活動法人 あゆみの家

代表 尾根 清美

1. プロジェクト名

「重度身体障害者 あゆみの家ケアホーム建設3年計画」

2. プロジェクトの目的とその背景 300文字まで

老障介護が重大な問題となっている中、あゆみの家の親も歳を重ね、急病で介護ができなくなったり、突然死などで子供の面倒が見れなくなり、仕方なく病院や施設に預ける例が現実的に数例出ています。私達の最終目標とするケアホームは早急に造らなくてはならないという現実があります。重度身体障害者のケアホームは全国的にも数少なく、経営的にも難しい面はありますが、早期実現に向けて頑張っていきたい。

3. プロジェクトの内容 300文字まで

あゆみの家のケアホーム建設委員会は、会員とあゆみの家を支援する会の方々、市議、社協の方など、みんなで施設建設に向けての勉強会、他の施設見学、市や都に出向き建設のノウハウなどを勉強、プロジェクトで頂いた助成金を活用させていただきました。その結果、25年度民間の社会福祉法人様の協力もあり、ケアホーム建設申請までなんとか進んで来ました。25年度も引き続き頑張っていきたい。

4. プロジェクト実施にあたっての工夫点とその効果 300文字まで

ケアホーム建設にあたり、他の施設見学は重要な事です。私達の子供は重度身体障害者なので、他の施設は必ずしも私達の子供と同じタイプの障がいとは限りません。そして一人ひとりみんな違います。しかし、子供達にとっていかに住みやすい家・環境を作ってやるのかは親の役割です。色んな所を見学して、良い所を取り入れ温かいホームを造ってあげたい。子供をヘルパーさんに預けての見学は大変でしたけど勉強になりました。

5. 全体的所感、終了しての感想など 300文字まで

勉強会、施設見学を重ねることにより、今まで見えてなかった部分も多く、ケアホーム建設が簡単なことではないことや、経営面での難しさを実感しました。しかし、私達の子供にはどうしても必要であり、早急に造らなければならないのです。会報を読んで頂いている人達からそんな思いが民間の社会福祉法人に伝わり、建設申請まで漕ぎ着けました。勉強を続け、25年度も一歩ずつ前に進んで行きたいと思います。

6. 参考資料

支援対象プロジェクトで作成したチラシ、パンフレットやマスコミで紹介された記事等は現物またはコピー、活動風景の写真を参考資料として提供してください。

参考資料あり ・ 特になし

ビリーブ: 地域で障がい者が生活できることを信じて

2013. 4.1 発行

東京都青梅市日向和田3丁目676番地 電話0428-21-7634

発行責任者 尾根清美

あゆみの家は、
青梅市に住んでいる重度身体障がい児(者)を対象に
右の事業を実施しています。

- 重度身体障害児(者)の生活・宿泊・入浴訓練
- 重度身体障害児(者)の緊急一時保護
- 介護者支援を目的とした重度身体障害者(児)の一時保護

「Shinjo プロジェクト」助成金を頂いて

施設見学1 「AnnBee」

3月5日国分寺にある特定非営利活動法人 AnnBee に見学に行ってきました。「Shinjo プロジェクト」助成金をいただいて、今年度は4度目の施設見学です。

AnnBee の事業内容は

◎就労の場として「ビーパス」

オリジナル商品、石鹸、陶芸、菓子作り

◎ヘルパーステーション「ピート」

知的障害者、身体障害者、児童の方の外出時における移動介護、日中時間あづかり、

◎ショートステイ「柚子(ゆずこ)」

知的障害を持った児童から大人の方までの基本的な生活面での介助を、夜間を含め行っています。

◎ケアホーム「なな庵」

生涯安心して暮らせるよう地域資源の活用を積極的に行い、ライフワークを構築していきます。

△地域異世代交流

「もちつき」「陶芸教室」
など

△知的障害者の方の余暇活動の支援

知的障害者の方々の余暇が充実したものになるように様々な企画を立てています。

知的の方々の施設なので建物は重度の身体障害者には工夫が必要な部分は多々ありましたが、取り入れられるところ、見習うところもたくさんありました。人と人の絆を大切にして地元商店会会員になったり地域行事に積極的に参加して皆さんとの出会いを大切にされているようです。施設見学でいつも感じることは中心で頑張ってください施設職員の方々の障害者に対する気持ちと熱意の大事さをいつも痛感しています。

(新井奈穂子)



「なな庵」



「なな庵」



「タンポポの花」



施設見学2-1 「タンポポの花」

3月21日、NPO 法人あゆみの家の理事数名で横浜市にある、重度障がい者ケアホーム「タンポポの花」に施設見学に行きました。事故や病気で重度の後遺症を負い、入院日数の制限で医療機関から追い出され、在宅になっても医療ケアが必要で、障害が重度なため福祉サービスからも敬遠されがちな重度障がい者が親亡きあとも安心して第三者の介護により生活が送れる場として施設長の石橋さんが設立したケアホームです。

石橋さんご自身の娘さんも交通事故で重度障害を負い、在宅で介護するために介護福祉士の資格を取得し、居宅介護サービスの事業所を立ち上げ、さらに親亡き後のことを考えて、このケアホームを開設するに至ったということです。

こちらのケアホームは共同住宅・個別介護という運営形態で、入居者が居宅介護員（ヘルパー）を居宅介護サービス事業所（同じ法人内）に依頼するという形になっていて、そのため、月300時間の居宅介護サービスを住所地の自治体から受けることが入居の条件になっているそうです。

スロープをあがりフラットな玄関を入ると、広々とした明るい十畳の個室が6部屋道路に面して並び、すべての部屋が見渡せる位置にステーションがあり、その横にリビングがありました。個室には冷蔵庫、電子レンジが各々置かれ、天井にはファンがついていて建物としてはとても快適にできているという印象を受けました。ヘルパーさんも明るく接していてアットホームな雰囲気でした。入居者は医療ケア（経管栄養、気管切開等）があるためデイサービスや通所を受け入れてくれる施設がなく、それぞれの状態に合わせた医療やリハビリを受けながら24時間ホームで生活しています。看護師さんも昼間は常駐しています。（18才以上の中途障害者は療育手帳の申請ができず重心施設には通えない制度になっている。）

石橋さんはケアホームをたちあげるにあたり横浜市や神奈川県に相談したが、現行では支援する法律や助成する資金がないといわれ自力で自宅や建設地を担保に金融機関から融資を取り付け、3年がかりで開設にこぎつけたということです。



施設長の石橋さんにはお忙しい中、入居費、ヘルパーさんの時給、入居費の支払い方法等立ち上がった質問にも丁寧にお話いただき参考になることが多々あり、ありがとうございました。

（神山 民子）